

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 宣和

- 1 日時
令和7年7月2日（水曜日）
午前10時0分開会、午後1時37分散会
（うち休憩 午前10時08分～午前10時10分、午前10時22分～午前10時23分、午前11時59分～午後1時0分）
- 2 場所
第5委員会室
- 3 出席委員
佐々木宣和委員長、畠山茂副委員長、佐藤ケイ子委員、柳村一委員、福井せいじ委員、鈴木あきこ委員、吉田敬子委員、佐々木努委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
高橋担当書記、藤原担当書記、小原併任書記、佐藤併任書記、高橋併任書記
- 6 説明をするために出席した者
 - (1) 保健福祉部
野原企画理事兼保健福祉部長、加藤理事兼副部長兼保健福祉企画室長、鈴木医療政策室長、前川子ども子育て支援室長、荒井保健福祉企画室企画課長、千葉健康国保課総括課長、小野寺長寿社会課総括課長、佐々木障がい保健福祉課総括課長、草木地域福祉課総括課長、佐藤医療政策室医務課長、菊地地域医療推進課長、高橋子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長
 - (2) 環境生活部
中里環境生活部長、内城副部長兼環境生活企画室長、加藤環境担当技監兼環境保全課総括課長、阿部若者女性協働推進室長、吉田環境生活企画室企画課長、千田環境生活企画室特命参事兼グリーン社会推進課長、神山資源循環推進課廃棄物施設整備課長、引屋敷自然保護課総括課長、木村県民くらしの安全課総括課長、阿部県民くらしの安全課食の安全安心課長、今県民くらしの安全課消費生活課長、木村若者女性協働推進室特命参事兼青少年・男女共同参画課長

6 一般傍聴者

なし

7 会議に付した事件

(1) 保健福祉部関係審査

(請願陳情)

受理番号第62号 社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための
地方財政の充実・強化を求める請願

(議案)

議案第8号 看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例

(2) 環境生活部関係審査

(議案)

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第2号)
第2条

(3) その他

次回及び次々回の委員会運営について

8 議事の内容

○佐々木宣和委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

高橋担当書記。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。当委員会に付託された請願陳情、受理番号第62号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願については、当委員会及び総務委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて総務委員会との協議が必要になる可能性があることから、総務委員会委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第62号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会の付託部分は、請願項目のうち2でありますので、項目の2について審査を行います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○荒井企画課長 受理番号第62号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願の項目番号2番につきまして、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

初めに、1の感染症対策についてでございます。(1)のとおり、国におきましては、感染症危機に迅速に対応するため、令和5年9月から内閣府に内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省に感染症対策部が設置されております。また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定されております。政府行動計画におきましては、13の対策項目が設けられており、実態把握や情報提供、保健医療体制につきましては、下線を引いております項目の中に記載されております。さらに、令和7年4月には、感染症対策を担ってきた二つの研究機関が統合されまして、国立健康危機管理研究機構が設立されました。

次に、(2)の本県の取り組みについてでございますが、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、令和6年3月に岩手県感染症予防計画を改定し、新興感染症への対応について充実を図ったところであり、新興感染症発生時に備えた医療提供体制の確保、検査体制の構築、保健所の人員体制の整備等を進めているところです。また、政府行動計画改定を踏まえ、今年3月に岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定しまして、平時の備えの充実とあらかじめ有事の対応策を整理し、今後研修や訓練に取り組んでいくこととしております。

続きまして、2ページをお開き願います。2は、本県の保健師の配置状況ですが、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の体制強化を図るため、計画的に増員を図ってきたところであり、令和2年度末の61人から本年6月末には72人、11人の増員となっております。

次に、3は昨年8月2日に全国知事会として政府に対して行った要望です。地域医療体制の整備に向け、(2)の医療人材の確保、(3)の抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄などに関し要望を実施したところです。説明は以上となります。

○佐々木宣和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方はあわせて御発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 再開いたします。

本請願は、総務委員会においてはまだ審査中とのことであります。

これより意見書の検討に入るわけではありますが、総務委員会の審査状況によっては、内容が変わることも考えられますことから、本請願の審査を一旦中断し、議案の審査を先に行うこととしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 それでは、さよう決定いたします。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第8号看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤医務課長 議案第8号看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例案の概要について御説明申し上げます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。大学等における修学の支援に関する法律の一部改正によりまして、これまで低所得者世帯の学生等を対象としていました授業料等減免について、新たに多子世帯の学生等が減免の対象に追加されたほか、減免を受けていた者が別の事由により減免を受けようとする場合は、変更認定を受けることとされたところでございます。これに伴いまして、看護師養成所において行う授業料等の納付の猶予について、変更認定の申請をした者についても猶予の対象に加えようとするものであります。そのほか、法の一部改正により所要の整備をするものであります。

3の施行期日であります。公布の日から施行するものであります。

資料2ページをごらん願います。2ページ以降は、今回の法改正と条例改正の内容について図表を用いて説明したものになります。

項目1、法改正による授業料等減免のイメージ図をごらんください。イメージ図の左側が低所得者世帯に対する支援を図示したものになります。世帯年収に応じて、全額から4分の1支援まで段階的な支援となっております。イメージ図の右側、太枠部分が令和7年度からの多子世帯の学生に対する支援を図示したもので、多子世帯の学生は世帯年収にかかわらず、上限の範囲内で全額支援が受けられることとなります。経済的事由により授業料等の減免を受けていた学生の中には、多子世帯を事由とする減免額のほうが多くなる学生がおります。そうした学生が多子世帯の学生として支援を受けるためには、資料吹き出しに記載のとおり、認定事由の変更を受ける必要がございます。

項目の2、支援対象となる多子世帯は、扶養する子供が3人以上かつ大学等に通っている場合となります。図の右側、第1子卒業後は、第1子が就職することで第2子は多子世帯の学生としては支援対象外となりますが、吹き出しに記載のとおり、経済的事由による支援対象となる場合は、変更認定を行うことで支援が継続されることとなります。

資料3ページをごらん願います。こちらは、変更認定の手続フロー例をお示したもので、吹き出しに今回の条例改正内容を記載しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から中山の園整備基本計画（案）の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 中山の園整備基本計画（案）の策定につきまして、お手元に配付の資料により御説明いたします。

障害者支援施設等で構成する中山の園の整備につきましては、さきの2月定例会におきまして概要を御説明させていただいたところでありますが、今般、1の目的にあるとおり、施設、設備の老朽化や入所者の高齢化、重度化といった課題に対応するための改築整備に向けた基本的な考え方を基本計画としてお示しするものであります。

2の計画案の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

3の今後の予定でございますが、現在並行して大規模事業評価専門委員会への諮問、パブリックコメントを実施しており、今後住民説明会等の開催も予定しております。

それでは、2ページに進みまして、中山の園整備基本計画（案）の概要について御説明いたします。なお、基本計画（案）の全文につきましては、議案等説明会の際にお配りしておりますので、改めての配付は割愛させていただきます。

まず、Ⅰ、施設整備の背景でございますが、本県の重度知的障がい者の数は人口減少下にあっても横ばいで推移しており、障害者支援施設の入所者に占める割合が高い状況にあります。

Ⅱの概要ですが、本施設は昭和54年に知的障がい者総合援護施設として県が一戸町中山地区に設置したものであり、平成18年度から社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に運営を移管しております。施設の詳細は、表のとおりとなっております。

Ⅲの現状と課題でございますが、入所者の高齢化等により介助負担の増大、頻回な通院支援が発生しているほか、職員の確保、地域に移行した方への生活支援なども課題となっております。

Ⅳの果たすべき役割と施設整備の必要性でございますが、本施設には県内の知的障がい

者支援の中心的役割を果たすことが期待されており、施設、設備の経年劣化、構造上の問題等を解消するため、全面的な施設整備を行うものでございます。

Vの施設整備の基本計画でございます。まず、1の施設形態でございますが、障害者支援施設として引き続き整備するものであり、2の新しい中山の園の機能として、入所者の障がい特性に応じた居住機能の整備や日中活動支援、相談支援、短期入所の機能の整備を行うほか、医療機関との連携を深め、通院、入院や緊急時の医療対応等の円滑化を図るものであります。

3、入所定員でございますが、当面、現在の190人を維持します。ただし、今後の人口減少等を想定し、将来的には段階的な減員を見込んでおります。

3ページに参りまして、4、整備予定地でございますが、現在地の一戸町中山地区を中心とし、施設の一部を県立一戸病院建物内及び滝沢市の障害者支援施設みたけの杜隣接の県有地に移転整備します。障がい者の支援体制基盤が構築されている現在地を中心として整備しますが、医療機関へのアクセス向上、家族との交流促進を図る等から、一部移転する考えであります。

続いて、5の整備の考え方でございますが、(1)、現在地には地域移行を目指す者、若年の重度障がい者、強度行動障がい等を有する者など、それぞれの特性に応じた施設を整備いたします。

整備位置は、図のとおりであります。新築または大規模改修により整備いたします。図の黄色い建物部分が新築、オレンジ色の建物部分が大規模改修による整備を想定しております。

右側に参りまして、(2)、県立一戸病院建物内につきましては、主に高齢障がい者等の入所施設とし、医療的ケアが特に必要な者を対象といたします。病院内のスペースを活用し、大規模改修により整備いたします。

(3)、みたけの杜隣接地につきましては、主に高齢障がい者等の入所施設とし、現在更地である県有地に新築整備します。

(4)、各施設の整備内容及び施設規模につきましては、下の表のとおりでございます。整備後の全体面積は1万6,400平米を見込んでおります。今後利用が見込まれない施設の撤去等により、全体面積は減少いたしますが、居住棟につきましては、居室の個室化や高齢化に対応した施設構造とすることにより、約3,300平米増加する見込みであります。

6の整備スケジュールでございますが、令和10年度からの一部供用開始を目指し、整備を進めてまいります。説明は以上です。

○佐々木宣和委員長 この際、審査の途中ではありますが、総務委員会の請願審査結果が出ましたので、当委員会においても中断しております請願審査を再開することといたしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 それでは、さよう決定いたします。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 再開いたします。

受理番号第62号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願の審査を再開いたします。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、総務委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐々木宣和委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 再開いたします。

総務委員会においては、意見書案に対する修正はありませんということでございます。

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって受理番号第62号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願の審査を終わります。

先ほどの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○福井せいじ委員 私は、健康寿命延伸の取り組みについて伺いたいと思っております。

2024年12月に厚生労働省が公表した健康寿命の令和4年値によると、最も長かったのは男女とも静岡県で、女性が76.68年、男性が73.75年。残念ながら岩手県は男女とも最下位で女性は74.28年、男性が70.93年でした。そこで、岩手県における健康寿命を延ばす取り

組みについて伺います。

当局は、令和6年に策定した健康いわて21プラン（第3次）に基づき、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、健康づくりプロジェクトの推進に取り組んでいます。ここで質問しますが、本県における健康寿命の過去と現在の比較、また全国平均との比較などを教えてください。

また、おのおのの取り組みの具体的な内容と成果についてお知らせいただきたいと思えます。

○千葉健康国保課総括課長 まず、過去と現在、全国との比較についてでございますけれども、国が3年に1度公表している主観的な健康感に基づきます本県の健康寿命の令和4年の推計値は、先ほど福井せいじ委員からもお話がありましたが、男性が70.93年、女性が74.28年となっています。これは、国が推計を始めた平成22年と比較いたしますと、男性で1.50年、女性で1.03年延びておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もありまして、前回——令和元年の推計値より下回っております。また、令和4年の全国の推計値との比較でございますが、男性が1.64年、女性が1.17年それぞれ下回っている状況でございます。

次に、具体的な取り組み内容と成果についてでございますけれども、県では健康寿命の延伸に向けまして、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、減塩、適塩を初めといたします食生活や身体活動、運動などの生活習慣の改善、また健診受診率向上のための市町村や医療保険者の職員向け研修会の開催、さらには健康経営の促進などの社会環境の整備に取り組んでおります。

こうした取り組みによりまして、本県の特定健診の受診率については、直近の国の公表値であります令和5年度は60.4%となり、コロナ禍前の令和元年度の57.3%と比べて3.1ポイント上昇し、近年は全国平均を上回る状況で推移しております。

また、いわて健康経営事業所という認定制度があるのですけれども、その認定数につきましては、令和7年度は653事業所となりまして、認定制度を創設した令和元年度の138事業所から増加しております。

一方で、食塩摂取量や日常生活における歩行数など、生活習慣に関する数値は全国平均と差があるところございまして、健康寿命の延伸に向けて、こうした課題への取り組みが必要であるというように認識しております。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。まず、特定健診の受診率を上げていくということが大切だと思いますし、やはり、その結果を御本人に説明して、その改善に取り組むということが大事だと思います。私のところにも健康相談員がいらっしやっていますが、そういったきめ細かい指導が必要だと思いますので、よろしくお願いします。

次に、健康寿命延伸のための連携体制の構築についてお聞きします。県の健康寿命の延伸は、県内各自治体の健康寿命延伸の取り組みや県内事業所の健康経営の推進、県民個々の健康づくりの取り組みの結果の積み重ねであると私は考えます。

そこで、県内各自治体、事業者などとの連携体制の構築の取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

○**千葉健康国保課総括課長** 健康寿命延伸の連携体制の構築についてでございますけれども、健康いわて21プラン（第3次）におきましては、健康寿命の延伸と脳卒中死亡率の全国との格差縮小を全体目標に掲げまして、生活習慣の改善や健診受診率の向上などに取り組んでいるところであり、県内の市町村におきましても、県計画と連動いたしまして、各地域の実情を踏まえた健康増進計画を策定して、健康づくりに取り組んでいるところでございます。

県や市町村のプランの推進に当たっては、関係団体、事業者など多様な主体が一体になって取り組むことが重要であると考えております。医療保険者や保健医療団体、また健診機関などを健康いわて21プラン（第3次）の中で健康づくりサポーターとして位置づけまして、県民の健康づくり活動を支援いたしますとともに、健康経営に積極的な事業所などをいわて健康経営アワードとして表彰いたしまして、その取り組みを広く紹介するなど、企業などとも連携を図りながら、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めているところでございます。

○**福井せいじ委員** 市町村との連携ですけれども、県の目標を共有しながら進めているということですが、具体的にどのような連携体制を組んでいるのかお教えていただきたいと思います。

○**千葉健康国保課総括課長** 県と市町村との連携の場というか、意見交換、協議の場ということで、各保健所に市町村のほか一般社団法人岩手県医師会ですとか、一般社団法人岩手県歯科医師会、一般社団法人岩手県薬剤師会、公益社団法人岩手県看護協会、公益社団法人岩手県栄養士会、事業所、食生活改善ボランティア、あとは保健推進員のそれぞれ代表の方々と構成する地域・職域連携推進協議会を設置しております。そこで圏域の健康課題について共有を図ったり、あるいは課題解決に向けた意見交換、連携した事業の実施、さらに事業の評価などにも取り組んでいるところでございます。

また、保健所や市町村の保健師、栄養士で構成いたします地域・職域連携推進協議会のワーキンググループを設置しておりまして、圏域の健康課題に向けて具体的な保健事業の展開方法ですとか情報共有、あとは職員の資質向上のための研修などにも取り組んでいるところでございます。

○**福井せいじ委員** 非常にきめ細かな連携体制を取っていると思うのですが、やはり保健所と自治体との連携が一番大事だと私は思いますので、ぜひそういった保健所と自治体との連携を強化していただきたいと思います。

次に、健康寿命に非常に関わってくる脳卒中の予防についてお聞きします。県は、脳卒中死亡率の全国との格差縮小について取り組んでいますが、平成22年の脳卒中死亡率が男女とも全国ワースト1という状況の解消とのために、平成26年に岩手県脳卒中予防県民会議を設立しました。この会議体の取り組み内容と脳卒中死亡率の全国との格差縮小の状況

についてお示しいただきたいと思います。

○千葉健康国保課総括課長 脳卒中予防県民会議についてでありますけれども、県では、先ほど福井せいじ委員からお話がありましたとおり、平成26年に設立しました岩手県脳卒中予防県民会議の構成団体や企業などと連携を図りまして、脳卒中予防に関する講演会を開催いたしますとともに、毎月28日をいわて減塩・適塩の日として普及しておりますけれども、その普及のためのキャンペーンの実施などの活動を展開しております。

これまでの取り組みによりまして、本県の人口10万人当たりの脳血管疾患の年齢調整死亡率については、男性では平成22年の209.4から令和4年は147.2、女性では平成22年の122.5から令和4年は84.3となったところでありまして、男性、女性ともに着実に低下しております。

ただ一方で、本県と全国平均との格差の状況を見ますと、男性では平成22年の55.7ポイントから令和2年は53.4ポイント、女性では平成22年の29.2ポイントから令和2年は27.9ポイントとなっており、差は縮小しているものの、全国との大幅な格差縮小までには至っていない状況でございます。

○福井せいじ委員 ぜひ今後もしっかりと取り組んでいただきたい。こういったワースト1というのは嫌な数字というか表現なので、ぜひ解消に取り組んでいただきたいと思います。

次に、健康寿命延伸に向けた実行力ある組織の設置、参画できる仕組みづくりについてお聞きしたいと思います。過日、私は、健康寿命日本一を目指す大分県の取り組みを調査してまいりました。大分県では、健康寿命日本一おおい推進本部を庁内に設置し、福祉保健部はもとより生活環境部、農林水産部など10の部局と各振興局で健康寿命日本一構想の戦略化に取り組んでいます。

また、県内自治体、保健医療福祉関係団体、経済団体などとともに、計画の推進組織である健康寿命日本一おおい創造会議をつくり、戦略に即したキャンペーン展開や減塩運動、野菜摂取増加運動、そしてまた県民10万人が登録している大分県公式健康アプリあるとつく——これは歩数を毎日測る公式アプリですけれども——そういった政策の利用促進などを県民に働きかけ、実践に結びつけていました。

そして、市町村のモチベーションを高めるために、大分県独自の13指標から成る評価体系を構築し、市町村別に指標を公開し、各市町村独自の取り組み推進を支援しています。さらに、その指標を活用した健康課題改善を実施する市町村に対し、最大50万円または100万円を補助する制度をつくり、実行力のある連携施策を展開していました。

ここで提案します。岩手県においても実行力のある組織を設置し、市町村等との連携を強化してはいかがかと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

またさらに、大分県の13指標のように現状を見える化し、健康寿命延伸に参画できる仕組みをつくり、県民全体で取り組んでいくことが脳卒中予防を推進し、ひいては健康寿命延伸につながると考えますが、当局の考えをお聞かせください。

○千葉健康国保課総括課長 まず、組織の設置と連携強化についてでございますけれども、健康寿命の延伸に向けましては、県や市町村を初めといたしまして、さまざまな関係団体や事業者などと自治体が一体となって取り組みを進めることが重要であると認識しております。

本県では、先ほども御答弁いたしました、脳卒中予防を目的に保健、医療、福祉、経済などの関係団体、企業などで構成いたします岩手県脳卒中予防県民会議を設置しております。関係団体などと連携しながら県民運動として推進しているほか、経済団体や関係部局等で構成する岩手県健康経営実践支援会議を設置しております。健康経営の普及啓発や企業支援などに連携して取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、まずは、こうした連携組織による取り組みを着実に実施していくことが重要と考えておりまして、福井せいじ委員御提案の大分県のような部局横断の推進組織の設置につきましては、これまで申し上げた取り組みを推進する中で、その対応を研究してまいりたいと考えております。

次に、参画できる仕組みづくりについてでありますけれども、福井せいじ委員御指摘のとおり、大分県では健康寿命に関する13項目の客観的な評価指標を設けまして、市町村の健康づくりの取り組みでありますとか、住民への普及啓発に活用していると認識しております。

本県では、健康づくりプロジェクトの取り組みといたしまして、医療などのビッグデータから疾病やそのリスク要因を分析して、脳卒中などの罹患状況やメタボリックシンドロームリスクなどの12項目について、県平均と比較を行って市町村に提供することで、地域の健康課題の解決につながるよう見える化を進めてきております。

また、今年度は県民の健康づくりへの意識を高めるために、SNSなど——具体的に言うとX——旧ツイッターですけれども、各種広報媒体を活用して情報発信に取り組んでおりますほか、今年10月の脳卒中月間にあわせまして、岩手県脳卒中予防県民大会を開催するなど、普及啓発の取り組みを強化していきたいと考えております。

健康寿命の延伸に向けましては、市町村や各関係機関などの御意見を伺いながら、県民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むための機運の醸成を図ることが必要であると考えております。福井せいじ委員御紹介の大分県の事例も参考としながら、市町村、事業者等と協力して健康寿命の延伸に取り組んでいきたいと考えております。

○福井せいじ委員 詳しい説明ありがとうございました。大分県に行くと面白かったのは、例えば特定健診を受診すると預金の金利が高くなるといった取り組みとか、今は生命保険会社でも特定健診の結果を出すと翌年の保険料が安くなるといった取り組みもあり、県がお金をかけなくても企業や自治体と連携することによって、さまざまな取り組みが可能になると私は思っています。ぜひ企業や市町村と連携しながら、このような健康寿命延伸について取り組んでいただきたい。お金をかけなくてもできることはたくさんあると思います。お金がないのはわかっていますから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、いわて子育て応援保育料無償化事業費補助について伺います。初めに、この取り組みは令和5年度から開始されましたが、この制度開始によって、市町村の中には制度に対する負担が増加した例があると聞いています。当局は、この制度による市町村への影響をどう捉えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○前川子ども子育て支援室長 いわて子育て応援保育料無償化事業費補助の開始による市町村への影響ということですが、保育料無償化に係る前提としまして、保護者が負担する保育料につきましては、国が定める上限額の範囲内で市町村が条例により定めることとされておりまして、市町村によってもともと保育料が異なるという状況でございました。国の定める上限額の70%相当に設定しているところから、ゼロ%——いわゆる無償化をもともと行っていた市町村まで、市町村によってかなり大きな差があるという前提がございます。県で平均しますと、大体国の基準額の50%相当のところまで保育料が設定されていたという状況でございます。そのため、保育料の無償化に係る県の補助基準額を設定するに当たりましては、国の基準額の50%相当——県平均となりますけれども、それに相当する額を基準額として設定しておりまして、その2分の1を県が補助しているという状況になっております。

そのために、もともと国の基準額の50%相当額よりも低く保育料を設定していた市町村は、県の補助によりまして従前の市町村負担が軽減されるという一方で、もともと国の基準額の50%相当額を超えて保育料を高め設定している市町村におきましては——盛岡市などがそうなのですけれども——補助基準額との差額分が県の補助対象となりませんので、市町村の負担が大きいと感じているというように把握しております。

○福井せいじ委員 今の御説明のとおりなのですけれども、制度導入に際して、市町村の納得を得てこの制度を導入したのか。つまり、あらかじめそういった制度の内容をお伝えして、市町村によっては負担額がふえるという場合もあったと思うのですけれども、そういった説明をなさって導入しているのか。市町村の理解を得ているのかどうかということを確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○前川子ども子育て支援室長 制度の導入に当たりましては、市町村とも連絡を取り合いながら、調整を図りながら進めていたものと認識しております。

○福井せいじ委員 盛岡市の例を先ほどお話しされましたが、盛岡市等の統一要望のやり取り聞いていたときに、この話が出てまいりました。実際、盛岡市では、令和4年度まで自分たちの事業として保育料の無償化に取り組んできました。これはゼロ歳から2歳の第2子以降で、年収が550万円未満の世帯に対して保育料を無償とする事業だったのですけれども、令和4年度までは1億1,600万円の事業費だったと。それが、令和5年から、県の制度の導入により4億3,600万円に増大したと。県の補助額が1億6,300万円なので、実際には1億5,400万円の負担増になったということなのです。

この制度の導入は確かにいいことではあるのですが、そういった意味では、市町村に対して非常に負担をかけているのではないかという考えを私は持ったのですけれども、この

点に関して県はどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○前川子ども子育て支援室長 先ほど申し上げましたように、もともと保育料を高めに設定していた市町村につきましては、やはり負担が大きくなるというところもございますので、一部の市町村からはやはり負担軽減を求める声があるということも承知しております。

本来保育料の無償化につきましては、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要と考えておりますので、3歳未満児を含む幼児教育、保育の完全無償化を早期に実現していただくように、これまでも国に対して要望を行ってきたところでありますが、引き続き国に対して粘り強く働きかけを行っていきたいと考えております。

○福井せいじ委員 でも、県がこういう制度をつくった以上は、国がどうのこうのではなくて、やはり県が担保すべき問題ではないかと私は思います。

過日、青森県に行って、給食費の無償化について伺ってきました。岩手県もそうですけれども、青森県も市町村によっては既に給食費の無償化をやっているところもあったということです。青森県は、制度導入の1年目は、既に無償化しているところには補助は出さないという内容だったらしいのですけれども、翌年に入り、そういったことでは公平感がないということで、それを県に言ったところ、県は全ての市町村に対して補助金を出したと。しかし、今まで無償化を行っていたところは、子育て支援に使ってくださいというひもつきの担保だったと思うのです。

実際、市町村は4分の1しかもらっていないわけですから、そういった意味では県が100%担保すべきではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○前川子ども子育て支援室長 県が全て担保すべきではないかという御提案でございますけれども、県の補助基準額を引き上げまして、従前は市町村が負担してきました経費も含めて県の補助対象とする場合、本年度当初予算ベースでありますけれども、最大で現在の予算額の倍——12億2,000万円余の財源が必要になると考えております。市町村に対する県の補助を拡充し、市町村の財政負担を県に移行するという形になりましても、直ちにそのことが子育て世帯へのサービス向上に結びつくものではないと認識しております。

県としては、先ほども答弁させていただきましたとおり、本来自治体の財政力などの差によらず、全国どこの地域でも同等な水準でサービスが提供されることが重要と考えておりますので、引き続き国に対して要望を続けてまいりたいと思います。

○福井せいじ委員 知事がいつも言っている、全国トップレベルの子育て支援としてこの事業が行われているわけですから、そういった意味では県がしっかりと主導して、市町村に対して、そしてまた全国に対しても誇れる制度にするべきではないかと私は思っていますが、保健福祉部長、いかがでしょうか。

○野原企画理事兼保健福祉部長 市町村の立場からすると、そのような御意見が出るのはごもっともだと、私もその立場ならそう思うだろうと、すごく理解できます。一方で、

やはり県で施策を進める場合には、全県あるいは統一して公平感を持って進めなくてはならないという部分があります。

こうした制度を導入する際には、子供の医療費などもそうなのですが、市町村でそれぞれ独自に、ばらばらでやっているところを一段階上げませんかという形で政策を進めるために、県として、市町村にももちろん御協力いただきながら一緒になってやるのですけれども、実際は市町村が主に担っているさまざまな子供の施策を全県統一でワンランク上げようというときに、どうしてもこういった問題が出てまいります。

我々も予算要求の過程でいろいろ検討させていただくのですけれども、どうしても全市町村である程度公平な財政支援というところに立ち返って制度を構築していくことにならざるを得ない部分があります。市町村からの御要望は本当にごもつともだという部分があるのですけれども、そこはやはり御理解をいただきながら、先ほど青森県の事例がございましたけれども、そのような事例を我々も承知しておりますので、そこは課題意識として捉えまして、今後の施策に生かしてまいりたいと思います。

また、なかなか県と市町村の役割分担というのはすごく難しい部分があって、少し例えが極端なのですが、例えば医療の提供は県がかなり担っている。ほかの県ですと市町村が担っているところを県が担っている部分もあります。どの部分を県が担うかというのはあるのですけれども、トータルで考えて、社会保障では、この部分は県が頑張っている部分、この部分は市町村にも頑張ってもらいたいという部分ということがある中で、県と市町村で役割分担をしています。盛岡市は確かに子供の数が多いですから、こういった施策を提言した際は財政負担が一気に増えますので、盛岡市も経済状況が厳しい状況で、大変だということはよくよく理解できます。しかし、そこはやはり、子ども子育て施策を維持させたいという思いは共通していますので、今回盛岡市も制度導入に賛成していただいたのですが、この課題については引き続き受け止めながら、次の施策を展開する場合には我々も検討させていただきたいと考えております。

○福井せいじ委員 保健福祉部長のお話は私も理解します。でも、県民の福祉向上のためにやるという思いは、盛岡市というか市町村も持っているはずでありますから、今後もこのような提案をしながら、ぜひ市町村の納得の上で進めていっていただきたいと思えますし、ぜひ県民のために頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○畠山茂委員 先ほどの中山の園整備基本計画（案）の概要の2ページのところで少し気になったところがあります。

現状と課題の3、職員の確保と4、地域生活の支援の課題が出ておまして、3は職員の欠員の解消のため、職員を確保しやすい環境整備が必要だということと、4では生活介護等の日中活動の場の充実、再入所等に係る相談支援体制の充実等が必要だということで、新しい施設を建てるに当たって、この課題についてどういう対策を取っているのかお聞きしてもよろしいでしょうか。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 現状と課題の職員の確保、それから地域生活支援についてでございます。

職員の確保につきましては、190人規模の施設ということで、おおむね岩手県社会福祉事業団が職員を配置して施設運営しており、非正規職員の支援員もおりますが、若干欠員が生じている状況でございます。

それから、地域生活支援につきましては、中山の園は設置してから50年近くたっているのですけれども、当初は全県から障がい者に入所していただきましたが、障がい者の地域移行という流れもありまして、周辺にグループホームを設置して、地域に移しながら施設運営をしてきており、地域に移行した方の日中の活動の場——通所して作業をしたりとか、デイサービスの活動をしたりというところの充実というのも課題があるところでございます。

まず、職員の確保につきましては、引き続き職員の確保には努めるのですが、一部施設を盛岡地区——滝沢市のみたけの杜の隣接地に移転します。職員の定数はそちらに移っていくと思うのですが、比較的人口も多いし若い方も多い地域になりますので、この一部施設の移転により職員の確保については解消が図られるのではないかと考えております。

それから、一戸町中山地区に残す施設につきましては、入所部門だけではなくて、障がい者の日中の活動の場とか、それから相談支援の機能も引き続きしっかりと行っていくということで計画しているものでございます。

○畠山茂委員 職員の処遇改善がいつも話題になっていて、職員を確保するにはやはりそういった部分も必要だと思いますので、ぜひ配慮しながらよろしくお願ひしたいと思います。

次に、県内のひきこもりの支援状況についてお伺ひします。全国にはひきこもりが146万人もいるということは、ニュース等でもよく出ます。最近では、8050問題から9060問題へと話題が移っているようであります。また、小中学校の不登校の方も、全国、県内でも年々ふえています。私が危惧しているのは、高校卒業後にどのようなフォローがされているのかとか、あるいは最近高校でも通信制に入学する子供もふえていて、卒業後の進路はどうなっているのだろうかとか、そのようなさまざまな懸念も持ちながら見ているのですけれども、そういうところで今、社会問題になっております。

そこで最初に、県内のひきこもりの把握状況をお聞きしたいと思います。もし把握されているのが従前のニュース、報道等にあった古い数字であれば、今後どのように把握していくのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 県内のひきこもり状態にある方の把握ということですが、県では平成30年度に民生・児童委員を対象としたアンケートによりまして、ひきこもり実態調査を実施したところでございます。その時点では、ひきこもりの状態にある方は1,116人確認されたところでございます。その後、県として具体的な数値の

把握は行っていないところでございます。先ほど畠山茂委員から146万人ということで話題提供もありましたが、令和4年度の内閣府の調査で、ひきこもりの定義を広く捉えれば、国民の50人に1人が該当するのではないかというような推計もございますので、それを当てはめると、県内でもまだ潜在的な対象者は多くいるものと考えております。

それから、数字の把握でございますが、ひきこもりの支援に当たりましては、実数の把握は重要だと考えておりますが、実際は自ら支援を求められない方もいるということもありまして、その実態を正確に把握することが難しいということが一つ課題としてあります。また、県として全県画一的な調査方法では、なかなか実態を丁寧に拾い上げることに限界があるというようにも考えております。

国におきましては、令和4年度に今後のひきこもり支援の将来像に向けたひきこもり支援のロードマップというものを示してございまして、今後は基礎自治体である市町村が中心となってひきこもり支援を総合的に実施するよう促しているところであります。県内におきましても、複数の市町村が地域の実情を踏まえながら、独自に実態調査を実施しております。国のロードマップでは、都道府県は市町村の取り組みを後方支援する役割を担うとされておりまして、県としましては、県のひきこもり対策連絡協議会や研修、会議の場などさまざまな機会を通じまして、こうした市町村の先行的な取り組み事例を共有しながら、各地域において実態把握が進むよう市町村の取り組みを支援していきたいと考えております。

○**畠山茂委員** 国のロードマップでは、県内の市町村が計画を立て、そこに取り組んで、県は後方支援だというお話がありました。

次にお聞きしたかったのが、岩手県ひきこもり支援センターが設置されているのですけれども、その支援センターと、あと県内の自治体のひきこもり支援センターの設置の状況等、どのような取り組みをしているのか、あるいは取り組んだ中でも課題があれば、その点をお伺いしたいと思います。

○**佐々木障がい保健福祉課総括課長** 県では、平成21年度から岩手県ひきこもり支援センターを設置しまして、ひきこもりに関する相談、啓発活動、市町村が行うひきこもり事業への支援を行っております。直近では、年間800件から900件程度の相談に対応しているところでございます。

一方、県内の市町村におきましては、令和3年度までに全ての市町村でひきこもり相談窓口が設置されておりますが、ひきこもりに特化した窓口ということにつきましては、昨年度までに七つの市町村がひきこもりに特化した支援センターの設置、またはサポート事業を実施しているところでございます。そのほか、14の市町村で当事者の居場所づくりの取り組み、それから18の市町村でひきこもり当事者の支援についての話し合いの場とする市町村プラットフォームの設置に取り組んでいるところではございますが、市町村の取り組みにはまだ差が見られるというように考えております。

ひきこもり支援は、専門的な相談スキルや継続的な関わりのほか、多様な関係機関、関

係部門との連携が求められますので、相談対応、それからコーディネートを行う人材の確保、継続した支援の困難さということが課題であるというように認識しております。県としましても、市町村の人材育成、それから体制整備について、このような課題に対応して支援していきたいと考えております。

○**畠山茂委員** なかなかデリケートな、できるだけ外に知られたくないという部分もあって、難しい対応もあると思うのですが、そういう対応に職員のスキルが必要だということも今の説明でわかります。

最後にお聞きしたかったのは、先ほども話がありましたけれども、国でもロードマップを示しています。従来は、生活困窮自立支援とか、ひきこもり等の方を就労させようというような内容が前面に出たような形だったと私は思っていますが、それが今度は家庭支援だったり、個別支援とか、先ほどの居場所づくりから伴走型の支援に方向が変わってきていると認識しているのですけれども、これからの国あるいは県、市町村のひきこもり対策の方向性を簡単に教えていただければ助かります。

○**佐々木障がい保健福祉課総括課長** 国におきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、ひきこもりの今後の方向性としては、市町村エリアでつながる相談窓口の設置、支援内容の充実を図り、県がそれをバックアップするという体制を目指しているというところでございますが、近年の社会環境の変化ですとか8050問題など、複雑化、複合化した課題に対応するため、国におきましては、本年1月にひきこもり支援の新たな指針を策定したところでございます。ひきこもり支援ハンドブックという形で出されておりますが、その中では、支援対象者の考え方につきまして、従来の指針ではひきこもりの期間が6カ月以上の者ということで定義し、精神疾患や障がいがあるという前提での医療的支援モデルだったのに対しまして、新たな指針ではひきこもりの期間を問わず、何らかの生きづらさや生活上の困難を抱え、他者との交流が限定的な状態にある者について、その家族も含めて支援の対象とするという社会的な支援モデルにされたところでございます。

また、支援の目指す姿でございますが、従来は就労などによる経済的自立がゴールということであったのに対し、新たな指針では、本人が自らの意思で目指す生き方を決めていくという自律——ジリツというのは自分で律すると書く自律ですが、それを目指していくということで、支援も本人の尊厳を守りながら、本人やその家族に応じた伴走型支援を行っていくというようにされております。

県としましては、来月開催しますひきこもり公開講座におきまして、この新しい指針をテーマとして取り上げまして、県民や支援者に理解の促進を図るとともに、引き続き県のひきこもり支援センター、各保健所と連携した個別支援、それから人材育成の取り組みなどを通じまして、各市町村において支援事業の拡充ですとか、市町村プラットフォームの設置など、支援体制の整備がより一層図られるよう支援してまいります。

○**吉田敬子委員** 私からも中山の園整備基本計画（案）についてお伺いしたいと思います。

畠山茂委員も取り上げられていましたけれども、職員の確保について、先ほどは滝沢市に一部施設が移ることで解消が図られるのではないかという御答弁だったのですけれども、入所定員を現在の190人を維持していくわけで、改めて確認しますが、職員は現在何人いて、本来は何人確保が必要なのかお伺いできればと思います。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 中山の園の職員数ですが、現在146人ということでございますが、これは、重度心身障がい者を主に対応しているということなので、国の基準よりも加配されているものと認識しております。

申しわけありません。もう一度質問をお願いします。

○吉田敬子委員 職員の欠員状況をお伺いしたかったのですが、よろしいでしょうか。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 正規職員につきましては、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団の組織の中で定数どおり配置されているものと認識しておりますが、先ほども御答弁申し上げましたが、一部非常勤の職員ということで、支援職員を配置しているのですが、現在の中山の園については、その非正規の職員も含め、9名の欠員が生じていると認識しております。

○吉田敬子委員 以前にもっと詳しい資料を頂いていて、そちらにも詳しく載っているのですが、21ページですね——ここにそのとおり欠員9名ということで充足率81.3%、特にも60歳以上の職員の割合が38.4%ということなのですが、私も職員の確保についてすごく課題を感じております。

てしろもりの丘に常任委員会で4月に視察させていただきました。こちら岩手県社会福祉事業団がやっているのですが、その際にも職員の確保について課題があるということをお話しされておまして、今回、中山の園ではあるのですが、施設を運営している岩手県社会福祉事業団の職員がそこに異動しているということも聞いておりますし、整備計画（案）には入所に関する定員数とかは書かれているのですが、やはり職員をどのように確保していくかということをもう少し具体的に書いていかないといけないのではないかと私は思っております。

てしろもりの丘も、結局、以前は団体というか、大人数の部屋だったものをユニット化することで職員の対応がふえるから大変だということでしたが、今回も多分ユニット化していくわけですね。ということは、職員の確保がさらに大変というか、ふやさなければいけないと思っているので、職員がどの程度必要なのかということまで、この計画、設計の段階でぜひ県として載せていただきたいという認識で私は取り上げているのですが、その辺についてはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 今回の基本計画（案）は、整備の基本的な方向性ということなので、職員の具体的な配置数までは明記していませんが、今後基本方針の方向性に沿いまして設計に移っていくのですが、大きな方向性の中では、ユニット制を導入していくというような方向性を確認させていただいております。

具体的にそれがどういう構造になるのか、それからどういう動線になるのか、ICT機器も使って見守り支援というところも検討していかなければならないということも含めながら、職員の配置数などについては基本設計とあわせて、その中身に対応しながら検討していくものというように認識しておりますので、現在計画（案）の中にはそこまで詳細に明記していないところでございます。

○吉田敬子委員 岩手県社会福祉事業団で働いている方から何回か御相談をいただいて、どこの施設ということではなく、今回の中山の園でもないのですが、やはり大変な作業がたくさんある中で、結局は辞めざるを得ない職員からもお話を聞いておまして、岩手県社会福祉事業団での職員の確保がすごく大変なのだということを改めて思っていましたし、てしろもりの丘に行ったときもそのようなこととお話しされていました。施設のハード整備をしっかりとっていくことはすごく大事なのですけれども、その入所者を見ていく職員の体制というところを、ここに課題だということは書いてあって、そのとおりだと思うのですけれども、職員の確保についても、何人必要かということまで明記することは難しいと思いますけれども、しっかりと確保できるような体制を取っていただきたいと思っております。

次に、産後ケアについてお伺いしたいと思います。今回、鈴木あきこ議員も一般質問で取り上げましたので、県内の取り組み状況等については割愛したいと思いますけれども、昨年度で全ての市町村で産後ケアをやっていただけるようになったことは、県でも一生懸命頑張っていたのだと思って評価しておりますが、昨年度から新たに県で一時預かり補助と交通費補助を実施していただきました。一時預かりというのは、上のお子さんがいらっしゃる場合にその子供を見てもらえるもので、それに対する費用と交通費の補助はそのとおりですが、それについての各市町村の昨年度の利活用状況をお伺いしたいと思います。

○高橋特命参事兼次世代育成課長 一時預かり補助と交通費補助の市町村の活用状況についてでありますけれども、昨年度につきましては、どちらについても利用する市町村はありませんでした。今年度につきましては、1市におきまして一時預かりの支援に係る県補助を活用していただいております。

○吉田敬子委員 実績としてなかったということで、県がこの部分に補助を決定していただいたときはありがたいことだと思ったのですけれども、実際に市町村がそういった補助を本当に使いたかったかということとは、乖離が若干あると、周知ももちろんそのとおりかと思っておりますけれども、そのように私は認識しました。

交通費の補助については、昨年12月定例会での請願を受けて、県で交通費の補助を決定していただいたと思うのですけれども、これについては、もともと自分でお金を所持できない方に対する交通費の補助をしてほしいという請願者の意向があったので、自分が最初にタクシー代を払うとなると、やはりなかなか利用に至らないということもあって、市町村でそういうニーズがないのではないかということも、請願者も含めた助産師からお伺いしております。一時預かり補助については、もともとの事業が上の子を別のところに預

けなければいけないというような仕組みになっていますよね。ですので、結局赤ちゃんは一緒に行くけれども、上の子は別のところに預けて行かなければいけないという負担があって、それで利用しづらいのではないかとということも私は感じました。一緒に同じ場所に預けるためには、そこに、例えば子供を見てくれる補助の方を配置できるような柔軟な仕組みにしていかなければいけないと思ったりするのですが、なぜ市町村でこの二つの補助が利用されないのか——今年は1市利用していくということですが——市町村からはどのような声を聞いているかお伺いしたいと思います。

○高橋特命参事兼次世代育成課長 こちらの補助が活用されていない理由でありますけれども、個別に幾つかの市町村にお聞きした中では、今のところは事業形態の拡充であったり、継続といったところを目標に取り組んでいるところでありまして、一時預かりでありますとか、交通費補助といったところについては、今後の利用者のニーズを踏まえながら検討したいといったようなお話ですとか、なかなか予算の確保が難しいといった声を聞いているところであります。

現在、産後ケア事業のあり方会議をこれから開催したいということで、事前の準備を行っているところであります。その中で改めてどういった理由で活用できないのか、あるいは今後どういった形であれば活用できるのかといったところも——今後の活用見込みと、それから活用見込みがない場合の活用しない理由といったところを照会しているところでありまして——そういったものを踏まえて今後対応をしっかりしていきたいと考えております。

○吉田敬子委員 今月に会議を開催されるということですが、ぜひ柔軟に制度をブラッシュアップしていくとか、変えていけるようにしていただきたいと思っております。ぜひ市町村の声を聞いて、こういう仕組みだったら使いやすいというものもあるみたいなので、お願いしたいと思います。

次に、助産師のスキルアップの研修等についての現状とニーズ把握の状況についてお伺いしたいと思います。

○佐藤医務課長 助産師のスキルアップ研修等についてでございますが、県では一般社団法人岩手県助産師会や公益社団法人岩手県看護協会と連携しまして、産前産後ケアに関する知識、技術の習得などを目的としました資質向上研修を行っているほか、助産師の職定着に向けたセミナー等を開催しているところでございます。

産後ケアに関する研修ニーズにつきましては、今年度の研修参加者に対してアンケートを実施するなどニーズの把握に努め、今後の研修に生かしていきたいと考えております。

○吉田敬子委員 今回初めてアンケートを実施されるということになります。県で産後ケアを各市町村に拡充していただいたと思うのですが、助産師の中でもスキルの格差があるということ、助産師自ら声を上げてくださっていて、もっと勉強したいし、研修もしたい、助産師だから産後ケアをみんなができるわけでもないということをお話しされていました。3年、4年くらい前は岩手県助産師会に委託して助産師の産後ケア

に関する研修会をやっていただいて、すごく私はよかったと思っていました。産後ケアの実際の現場にも行っていただいていたかと思うので、そのような研修を定期的に毎年やるべきなのではないかと私は思っておりますが、アンケートを実施していただけるということです。ぜひ今後に向けたアンケートになるようにしていただきたいです。確認ですが、助産師の研修というのは、もともとどういった方に対する研修なのか、お伺いできればと思います。

○佐藤医務課長 令和6年度に助産師向けに行った研修の中身についてでございますけれども、資質向上研修としまして8日間開催しております、その一テーマとして母子のための地域包括ケアということで、産後ケアの研修を実施しております。

それ以外に産婦人科超音波診断ですとか、新生児のフィジカルアセスメント、社会的ハイリスク妊産婦の支援といったテーマで研修を実施しているところでございます。

○吉田敬子委員 やはり産後ケアを実際に担っている人たち向けに産後ケアの研修をしていただきたいと、今の研修だと、助産師全体のさまざまな周産期の部分に対する研修だと拝察しました。産後ケアの訪問型、ショート宿泊型というものもそれぞれ今ありますので、ぜひ実際のそういった現場を見ながら、産後ケアに携わっている方々に対する産後ケアの助産師の研修をお願いしたい。先日、私も参加させていただいた助産師のパネルディスカッションがあったのですけれども、そこでも助産師が、もっとスキルアップをしたい、そういう時間が欲しいということをお話しされていまして、ぜひ産後ケアをやりたい、やっている、または今後やろうとしているところに対するスキルアップを、各市町村のレベルを上げていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

その中で、産科医療確保緊急支援事業費補助と産科診療所開設等支援事業費補助というものがあるのですけれども、この利用状況と県の評価についてお伺ひしたいと思います。

○菊地地域医療推進課長 まず、産科医療確保緊急支援事業費補助についてですけれども、こちらは国の経済対策といたしまして今年度新たに実施するものでありますけれども、一定の条件のもとで分娩取り扱件数が減少している分娩取扱施設、それから分娩取扱施設が少なく集約化が困難な地域の分娩取扱施設、そして妊婦健診や産後ケア等に取り組むことにより分娩取扱施設を支援する医療機関、これらを対象にいたしまして、必要な費用を支援するものであります。これまで県内各医療機関に周知を行いまして、該当する九つの医療機関から申請を受け、現在国におきまして申請内容の確認を行っているところでございます。

それから、産科診療所開設等支援事業費補助ですけれども、こちらにつきましては平成29年度から実施している補助になりますけれども、活用状況につきましては、まず、施設整備につきましては過去5年間で3件、設備整備は過去5年間で毎年2件から5件程度の実績となっております。

○吉田敬子委員 このような事業で施設整備をしていただいている部分があるのですけ

れども、一方で、使われていない、ずっと実績のない事業もありますよね。分娩の取り扱いについては、このような事業があることはすごく大事だと思うのですけれども、例えば、産後ケアなどいろいろな事業をやっていく際に使えるものがあったりしましたでしょうか。国でも一部拡充して、産後ケアにも使ってもいいよというものが今年度新たにあるのですけれども、改めてお伺いできればと思います。

○**菊地地域医療推進課長** 産後ケアにも使える補助ということで、先ほども御答弁いたしましたけれども、今年度新たに国の経済対策として行います産科医療確保緊急支援事業費補助につきましては、産後ケア等に取り組むことも対象としているところでございます。

ただ、今回は手上げた医療機関がなかったというところでございます。

○**吉田敬子委員** 実際には産後ケアにも拡充する、拡充というか、手当てを受けられる予算ではあるのですよね。盛岡市でも、産後ケアを宿泊型も強化していきたいということで、これから取り組みが始まると思うのですけれども、岩手県はなかなか宿泊型がふえないのですが、ぜひそういった支援も周知しながら、活用しながら、産後ケアを受けてもらえる医療機関も含めて拡充していただきたいと思っております。

鈴木あきこ議員も取り上げられていたかと思っておりますけれども、2カ月、3カ月待ちの状況で、今まさに産後ケアを受けたいのに、結局対象期間を過ぎて終わってしまうという産婦も多いわけで、とにかく足りないような状況ですので、ぜひこのような事業を活用した上で、人材の研修もそうですけれども、そういったところについて、場所を含めて拡充していただきたいと思っております。ここは保健福祉部長にお伺いしたいのですけれども、産後ケアはいろいろなところでやっていて、県立病院でも実際に県立釜石病院で行っているわけです。県立病院でやっている産後ケア——もちろんやっているのは県立病院なのですけれども——同じように産後ケアを推進する県としては、重要な役割を県立病院にやっていただいているという認識で私はいますけれども、保健福祉部長として、県立病院での産後ケアについて、少し所感をお伺いできればと思っております。

○**野原企画理事兼保健福祉部長** 県立釜石病院については、やはり分娩の取り扱いをやめたという経緯があって、妊婦の支援をしたいと。あと県立釜石病院で働いていた助産師が、きちんとケアも高められるようにしたいということもあって、県立釜石病院で産後ケアという事業を行っているという認識しています。

保健福祉部としては、開設者を問わず、産後ケアを担っていただける機関はどこでもやっていただきたいという立場です。ただ一方で、医療局としては、病院経営をしていく中で、産後ケアを事業としてきちんと継続できるのかどうか、あとは助産師の確保ができるのかといったような検討があるのだろうというように理解しております。

したがって、我々保健福祉部の立場としては、開設者に限らず、特に宿泊型の産後ケアになると、国の求める施設基準がどうしてもありますので、産科診療所であるのか、あとはいわゆる助産院——岩手県の場合は分娩を取り扱っている助産院はないものですから、やはり産科を取り扱える、分娩を取り扱っていた医療機関であるとか病院といったと

ころが現実的には担い手として期待される施設でありますので、医療局でもしやっていた
だけるのであれば、そこは我々が必要な調整をしたいという立場でございます。

○吉田敬子委員 保健福祉部長からそのように伺えて、すごくうれしく思います。県立
大船渡病院でも今年から産後ケアを行うということを聞いておりますけれども、やはり県
立病院で産後ケアをやっていただいているという実績は、私も、県立釜石病院しかまだ行
ったことはないのですけれども、すごく大事に担っていただいているし、県立釜石病院の
助産師も、分娩の取り扱いはできなくなってしまったけれども、やはり母子に実際に触れ
る機会があるということで、すごくすばらしい取り組み——産後ケアをされているなど思
っていました。ぜひ県立病院も含めた産後ケアを県でしっかり提供していっていただけるよ
うな環境になるように、施設と、あと研修も——助産師たちは、研修をしっかりしたいとい
う意向がすごくありましたし、県立釜石病院の助産師もすごくおっしゃっておりましたの
で、ぜひ研修の機会をしっかりと確保できるように、子ども子育て支援室と医療政策室で担
当が分かれておりますけれども、そこは上手に一緒になってやっていっていただきたいと
思っております。以上です。

○佐々木努委員 中山の園についてお聞きしたいと思います。

先日は調査に対応していただきまして、大変ありがとうございました。私も現地を見て、
非常にいい環境のところ施設があると思いましたが、施設そのものについてはやはり昭
和感というか、少しレトロ感があって、今の時代には少し合わないなど思っていました。
地下の通路ですか、トンネルは、これからも使われるべき貴重な資源だと思いましたが、
ぜひああいうものを残しながら建物の整備を適正にやっていただきたいと、早く整備して
いっていただければというように思います。

その中で、先ほど来職員の確保についてお話がありました。障がい保健福祉課総括課長
からは、これからだというような話なのですが、私も心配してしまして、いずれ社会福祉
法人岩手県社会福祉事業団に頼まなければならないということになると思います。これは、
施設を建てるという計画の中でというよりも、岩手県社会福祉事業団の育成支援というも
のにかかってくると思いますので、担当が別になると思いますから、その辺のところの考
え方についてお聞きしたいと思います。これからどのように岩手県社会福祉事業団と関わ
っていくのか、支援していくのかということで、現状をお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、この計画について、職員とか、それから施設の利用者の家族との
話し合いとか説明とか、そういうことについてどのように行われてきて、そしてその結果
どのような御意見があって、どのように反映していくのかということもお聞きしたいと思
います。

そして最後に、施設——建物そのものだけではなく、例えば敷地内の道路は非常に老朽
化が進んで、傷みが激しかったということが少し印象に残っております。これは建物が新
しくなったときに整備するというよりも、この整備については常にやっておかないとうま
くないのではないかと。それは要望としてお願いしておきたいと思っておりますので、ぜひお願い

します。この件についての質問は、以上になります。

○**草木地域福祉課総括課長** まず、岩手県社会福祉事業団の育成支援についてでございますが、先ほど障がい保健福祉課総括課長からもお話がありまして、他の施設で引き取り手のないような重度の障がい者などを岩手県社会福祉事業団では引き取っていただいているというところもありまして、人件費分につきまして、そういったかかり増し経費があるということで、岩手県社会福祉事業団経営安定化事業費補助として、令和7年度でいいますと、1億円余の補助をしております。

加えて、岩手県社会福祉事業団が自立していくため、財産の譲渡についても昨年度お話しさせていただいておりましたが、今後も引き続き自立的に経営ができるように、事業状況につきまして毎年度報告いただきながら、相談しながら、施設移管ということも含めて、今後安定的に行えるように支援に取り組んでいるところでございます。

○**佐々木障がい保健福祉課総括課長** 整備計画（案）策定までの間の関係者への意見聴取についてですが、今回の基本計画を策定する前に基本構想というものを令和5年1月に策定しまして、その間、岩手県社会福祉事業団とはどのような施設がいいかというところ、それから現状の課題というところを密に話し合いをしてきたところであります。

その中で挙げられたのが、やはり先ほど課題として挙げられた職員の確保もそうですし、入所者に関しては高齢化が進んでいるほか、数がふえているということで、やはり医療対応が不安だ、医療機関まで距離があるということで、そこを何とかしなければならない。それから、施設が古くなっている上に手狭であるということで、安全性の確保にも懸念があるというような課題が出されましたので、基本計画にそれらを反映させていただいたという形になります。

それから、基本構想、基本計画の策定委員会の中には、地元の地域福祉関係者、それから地域の町内会ですとか地域の関係者からも意見を伺っております。とにかく中山の園は、地域に根差して地域移行も進んで、障がい者がいるまちとして地域と本当に一体となっているというところで、そこをぜひ考慮してほしいということもありまして、やはりこの機能は一戸町中山地区に一定程度残すべきだろうということで、現在地を中心に整備することとして、ただ先ほど申し上げた懸念があることについては、一部移転ということで対応するという計画をまとめたところでございます。

それから、道路の修繕の関係も御指摘いただきました。実は、中山の園整備基本計画の策定委員会の中でも、地域の関係者からそのような意見を伺っておりました。中山の園の修繕に関しましては、優先順位をつけながら毎年更新するところはしているのですけれども、そういった状況、意見も踏まえまして、今後必要な修繕をしていきたいと考えております。

○**佐々木努委員** よろしく申し上げます。先ほど来施設の入所者の高齢化が進んでいるということで、最高齢は88歳でしたか。そのほかにも80代後半の方々がいらっしやって、本当に開所当初とは状況がかなり違っているのだらうというように思いましたし、それに

伴って職員の確保の必要性は高まるのだろうと思って、そこだけはぜひ抜かりのないようにやっていただきたいと思います。

次に、“いきいき”岩手結婚サポートセンター——i-サポの取り組みについて、令和6年度の実績はどうなっているか、それから令和6年度実績をどのように評価されているのか、その評価を受けて、令和7年度は新たにどのような取り組みを始めたのかということ、簡単に結構ですので、お聞きします。

○高橋特命参事兼次世代育成課長 “いきいき”岩手結婚サポートセンター、通称i-サポの令和6年度の実績等についてであります。まず、実績につきましては、i-サポ会員同士の令和6年度における交際成立数は214組、成婚数は25組、令和6年度末までの成婚数の累計は171組となっております。

また、令和6年度は、性格診断マッチングシステムや趣味検索、オンライン登録及び自宅閲覧システムを導入しまして、12月中旬から運用を開始しておりますほか、交際後のフォローアップ強化のため、食事券を133組のカップルに配付しております。また、出会いの場の創出のため、市町村や関係団体の連携強化を担う専従職員であります結婚支援コンシェルジュが県内の自治体や企業38社を訪問するなど取り組みを行ったところでございます。

続きまして、その評価でございますけれども、昨年度の成婚数は、先ほど答弁申し上げましたとおり25組でありまして、過去最多でありました令和5年度の26組に次ぐ成婚数となっております。また、交際に発展したカップルへの食事券の配付等によりまして、3カ月後の交際継続率が前年度と比較しますと7.5ポイント上昇しておりますほか、システム改修によりまして、自宅でもマッチングが行えるようになりましたことから、会員の利便性が向上したと好評いただいているところでございます。

今年度は、さらなる成婚数の増につなげるために、新たにi-サポのウェブ広告を実施するなどしまして、会員数の確保に努めますとともに、i-サポ会員や県民を対象としたスキルアップセミナーを実施するなどしまして、積極的に結婚支援を推進してまいります。

○佐々木努委員 ありがとうございます。25組が多いか少ないかは評価が分かれるところであると思いますが、さまざまi-サポの利用について使い勝手がいいとか、あるいは好評だとかというような、そういう評価も大事なのですけれども、結局最終的に成婚数がどのくらいになるかということ、それで評価されるものだというように思うので、今日はこれ以上やりませんが、ぜひ新たに取り組むことについては周知をきちんとやっていくということと、これは県民だけではなく市町村に対してもしっかり周知、それから情報共有をしていただくということ、これをしっかりやっていただきたいというように思います。

それから、もう一つ、結婚支援の中で株式会社雨風太陽と結婚支援について協定を結ばれたと。この経緯と、それから協定内容、今後の取り組みについてお聞かせいただければと思います。

○高橋特命参事兼次世代育成課長 まず、協定締結の経緯につきましては、昨年10月に株式会社雨風太陽が婚活事業に参入したということをきっかけとしまして、移住定住支援と、それから結婚支援をつなぎ合わせた取り組みを岩手県と一緒にやりたいという理由から、連携協定の締結について御提案いただいたものでございます。

協定の内容につきましては、例えば首都圏での岩手県関係者と首都圏在住者とのマッチングイベントなどの企画実施でありますとか、首都圏と岩手県の生活者を対象とした結婚に関する啓発活動の企画実施、それから岩手県の魅力発信と組み合わせた結婚支援の企画実施などを連携協力項目として協定に掲げております。

今年度の取り組みにつきましては、本年5月に雨風太陽の関係者との間で本県と首都圏に住む独身者の交流の機会の創出などについて意見交換を行ったところでありまして、具体的な内容につきましては、引き続き協議を進めていくこととしております。

○佐々木努委員 i-サポはi-サポとして頑張っていたいただきたいと思っておりますし、こちらのほうも、i-サポとは別に民間の力もお借りしてというようなことで頑張っていたいただきたい。これからの話ですけれども、ぜひこのやり取りの状況等については我々にも教えていただきたいと思っておりますし、やはり急がなければならない大きな課題でありますので、ぜひ今年度中に、どういう動きになるかわかりませんが、何か事業が見えてくるような形で相手方と調整して協議していただければというように思いますし、必要であれば必要な予算も——これはある程度はかかるというように思いますので、それらも含めて我々にお示しいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、地域医療についてなのですが、国の医療改革の中で余剰ベッドを削減するというような——これはそれぞれの医療機関の経営状況が悪化している中で、支援という意味合いもあると思うのですけれども、いずれ1床減らすごとに410万円を助成するというような事業にも取り組み始めて、新聞報道では全国で5万床ぐらいの希望があったけれども、実際に国でお金を出したのは7,000床ぐらいで、今年度ですか、最終的には1万床ぐらいの予算を確保するというようなことであります。

県内はどのような状況になっているのか。公的な医療機関と、それから民間で、どのぐらいの申請に対してどのぐらいの助成というか、支援があったのかということについて、おわかりでしたら、教えてください。

○鈴木医療政策室長 国の病床数適正化支援事業についての本県の状況でございますけれども、本県では29医療機関から合計1,022床の削減計画の提出があったところでございます。国からは、4月11日に第1次内示、先日6月27日に第2次内示がございまして、合計で235床の9億6,444万円の内示があったところでございます。

その内訳でございますけれども、公立病院が72床、2億9,549万円、民間病院、診療所が163床、6億6,895万円となっておりますところでございます。

今回の国からの内示率でございますけれども、先ほど計画が1,022床と御説明しましたが、それに対しての内示が235床分ということでございますので、内示率が23%というこ

とで、全国と同じような状況で、低かったというところがございますので、これにつきまして、国に対しまして必要な予算を確保するよう要望していきたいと考えているところがございます。

○佐々木努委員 この対象医療機関というのは、どのような基準で決められるのでしょうか。

○鈴木医療政策室長 対象につきましては、病床を削減した病院、診療所が対象になるということがございます。令和6年12月17日から令和7年9月30日までの間で病床数の削減を行う病院または診療所に対して行うという形になっておりますけれども、国の予算が計画に対して大分少なかったということございましたので、国から実際の配分基準が示されまして、その配分基準に基づいて内示を行ったというようなことになっております。第1次内示におきましては、その配分基準が一般会計の繰入金がない医療機関であって、令和4年度から3年連続経常赤字の医療機関、令和5年度から2年連続経常赤字かつ令和6年度に病床削減済みの医療機関に対して配分を行われたということです。

第2次内示につきましては、令和5年度から2年連続経常赤字の医療機関について内示が行われたというようなことがございます。

○佐々木努委員 わかりました。全国どの医療機関もかなり厳しいということがうかがい知れますけれども、この1,022床の削減というのは、これは地域医療構想に合致した、沿ったものという認識で間違いないでしょうか。

○鈴木医療政策室長 地域医療構想における本県の令和7年度の最終年度の必要病床数1万676床に対しまして、令和6年度の病床数が1万2,659床ということで、差し引き1,983床過剰になっているということがございますので、先ほどの1,022床を削減しても、全体としては過剰な状況が続いているというところがございます。

○佐々木努委員 わかりました。慢性期、回復期、急性期それぞれ病床があるわけですが、ではこれに合致しているというような認識でいいということですね。わかりました。

それから、地域の医療、医療圏ごとの医療がこれからどのような状況になっていくかわからないわけでありましてけれども、仮に病床数がその圏域ごとに不足した場合に、一度病床をなくしてお金をもらって、やはり病床が必要になったという場合に、それを戻すことは制度的に可能なかどうか、そこをお聞きします。

○鈴木医療政策室長 国に問い合わせれば、なかなかわからない部分だとは思いますが、基本的には今の状況であれば、過剰な状況ですので、それを戻すということに対して、病床の削減に補助が行われているということであれば、それを復活させるということで、当然何がしかの返還が生じるのではないかとこのように思っております。今後病床数が足りなくなったことに伴って、地域で協議して、その中で病床を減らした病院に対してやはりもう一度やってほしいというような地域の合意ができた場合につきましては、そののところはどうなるのかなということはあると思いますので、国に問い合わせてみな

ければわからないところかというように思っております。

○**佐々木努委員** わかりました。県立病院も県立江刺病院とか県立千厩病院とか、県立一戸病院もですが、多分この事業を使ってベッド数を減らしているというように認識していますが、これから民間の医療機関もどうなるかわかりません。今本当に民間も大変な状況です。病院も潰れる時代になったというように言われていますので、今後どうなるかわからないときに、もしかしたらまた県立病院の出番がやってくるということもなくはないと私は思っているのですが、病床を戻すことができるというような認識であれば、少し安心なのですけれども、もう戻せないというようなことになれば、少し心配だったので、聞いてみました。

最後に、地元の課題で申しわけないのですが、奥州市の新医療センターについてお聞きしたいと思います。

保健福祉部の皆さんも新聞等でごらんになっていらっしゃると思いますが、今新聞の報道以上に新医療センターの建設の是非が市民の中でかなり大きな問題になっていまして、それで今日、奥州市議会でも新医療センター建設のための設計等に要する基本計画かな、その策定に係る予算が提案されて、採決されるというようなことになっているようです。

御承知のとおり、私は新医療センター建設には真っ向から反対してきましたので、今のこの流れについては非常に不安と不満を持っているわけでありまして、それでもこれは最終的には奥州市議会でも決めることでありまして、その行方を見守るしかないわけでありまして。奥州市から県に対して、今年に入ってから何か新医療センター建設に対して意見を求められたとか、アドバイスを求められたとか、そういうことはあったのかどうか、これまでの対処をお聞きしたいと思います。

○**鈴木医療政策室長** 奥州市からの協議ということでございますけれども、今年の1月28日に胆江圏域の地域医療構想調整会議を開催いたしまして、その際に奥州市から新医療センター整備基本計画の修正方針というものを御説明いただきましたけれども、その際に佐々木努委員から意見がさまざま出されまして、その出された意見を取りまとめて、3月に奥州市に提出したところでございます。

奥州市では、その後シンポジウムですとか市民説明会、パブリックコメント等も行ってありますので、地域医療構想調整会議で出された意見とあわせて、そのような意見を踏まえて今般新医療センターの整備基本計画を市として決定したものであるというように承知しているところでございます。

○**佐々木努委員** わかりました。今日議決して、それで新医療センター建設にゴーサインが出たというようなことになった場合、奥州市から申請なり、こういうものがあるというような、県が想定をしている今度の流れというのはどのようになっていますか。教えてください。

○**鈴木医療政策室長** 今後につきましては、先ほど佐々木努委員からお話がありましたとおり、本日、新医療センターの基本設計に係る補正予算が市議会に提案されて採決され

るといように聞いておりますので、その議決状況にもよるかと思いますが、今後につきましては、奥州市が進めようとしております新医療センター整備基本計画につきまして、今年度開催を予定しております地域医療構想調整会議において、市からまず説明いただきまして、今後の胆江圏域の地域医療における役割や機能の分担、それから地域の医療機関との連携等々につきまして議論していただくものと考えているところでございます。

○佐々木努委員 わかりました。そうすると、その際に県でしかるべきアドバイスなり、そういうものを行っていくというようなことになりますか。

○鈴木医療政策室長 胆江圏域の医療提供体制をどう確保していくかというところでの議論になるかと思いますが、今後も医療提供体制を確保していくために、まずは医療機関で自主的に御検討いただくというところがございますけれども、県の役割としましては、その議論をリードしていくというところは当然ありますので、さまざまなデータを提供したりとか、場合によっては専門的な知見を有するアドバイザーを派遣して議論していただくといったようなことを考えているところでございます。

○佐々木努委員 そうなると、県としては、奥州市で決めたのであれば、もうあとは建設のためのさまざまな国の助成なり、そういうものの申請を出していただいて、最終的にはゴーサインを出すというような、そういう考え方になるのだろうかというように考えてよろしいですか。

○鈴木医療政策室長 地域医療構想等々での整合にはまっているということになりますので、国から意見を求められることもあろうかと思いますが、医療政策室としては、県の地域医療構想には反しないものだというような回答になろうかと思っております。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。

保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第2条債務負担行為補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内城副部長兼環境生活企画室長 環境生活部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の8ページをごらん願います。今回の補正予算は、動物愛護管理センター整備事業について、令和7年度から令和8年度まで4,500万円の限度額を定めた債務負担行為を追加して設定しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。
予算に関する説明書の23ページをごらん願います。動物愛護管理センターについては、動物愛護管理センター整備基本計画に基づき令和10年度の開所を目指しているところであり、基本設計及び実施設計の業務委託について、今年度から令和8年度にわたって一括契約を行うため、令和8年度までの期間を定めて債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県消費者施策推進計画（2025～2029）の最終案について発言を求められておりますので、これを許します。

○今県民くらしの安全課消費生活課長 岩手県消費者施策推進計画（2025～2029）の最終案について御説明いたします。

資料ナンバー1の岩手県消費者施策推進計画（2025～2029）（最終案）についてをごらんください。

1の策定の趣旨でございます。岩手県消費者施策推進計画は、岩手県消費生活条例に基づき、本県の具体的な消費者施策を総合的、計画的に進めるための行動計画として策定するものでございます。

2の計画策定スケジュールでございます。本日の常任委員会における御議論を踏まえまして、今月上旬に計画を公表する予定としております。

次のページをごらんください。パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要についてでございます。パブリックコメントにつきましては、本年3月21日から4月21日まで実施し、合計11件の御意見をいただいたところでございまして、その内訳は3の(1)及び(2)のとおりとなっております。

いただいた意見の内容は、3の(3)のとおりとなっておりますが、そのうちゴシックで表示している3件につきまして、対応区分をAの全部反映としまして計画案を修正してお

ります。一つ目は、消費者教育の推進に関する部分についてでございます。スマートフォン、インターネットのトラブルに対する消費者教育は、高齢者、障がい者を含めた形で推進するよう記載すべきという御意見でございました。他の二つの御意見につきましては、関係機関等の連携に関する部分についてでございます。一つは、連携、協働する関係機関に大学等を加えてはどうかという御意見、もう一つは警察との連携方法について、情報提供だけではなく、相互の情報交換としてはどうかというものでございます。

次のページをごらんください。(4)、意見を反映させた修正案についてでございます。一つ目の消費者教育の推進につきましては、計画本文の28ページにデジタル化の進展に伴う消費者教育の対象ということで追記させていただきました。次に、二つ目の関係機関との連携のうち、大学等の追記につきましては、計画本文の34ページに反映いたしております。また、三つ目の関係機関との連携のうち警察との連携につきましても、同じく34ページの計画本文に修正して反映したところでございます。このほかの8件の御意見につきましては、いずれもCの趣旨同一またはDの参考といたしまして、今後いただいた意見を踏まえながら取り組みを推進していきたいと考えております。パブリックコメントの結果を踏まえて、県の関係部局とも修正部分の内容確認及び調整を行った上で、本最終案を策定したものでございます。

次のページ以降、計画最終案の概要及び計画最終案本体を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○佐々木宣和委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○吉田敬子委員 まずは、女性活躍促進に関するアンケート結果等についてお伺いしたいと思います。

今回、令和6年度の女性活躍推進に関するアンケート調査結果が出ましたけれども、これに対しての県の評価についてお伺いしたいと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 女性活躍推進に関するアンケート結果についてであります。県が行いました令和6年度女性活躍推進に関するアンケート調査の結果におきましては、女性の活躍推進に向けた取り組みを行っている事業所の割合が88.9%と令和3年度の前回調査から4%増加しており、短時間勤務、フレックスタイムなど勤務時間の柔軟化や時間外勤務の削減など、女性の就業継続に向けた企業の取り組みが着実に進んでいると認識しております。

一方、女性活躍を推進する上での課題として、家事、育児、介護など家庭の負担が重いとの意見が55.6%と最も高くなっておりまして、夫婦や家族が協力して家事、育児等を行う意識の醸成や家事、育児そのものの負担を軽減する視点が重要であると考えております。

○吉田敬子委員 ありがとうございます。そのとおり、企業での取り組みというのは確かに進んでいるところもあるかとは思いますが、私がこのアンケートの調査結果の中で特に課題だと感じているのが、これまでの調査結果でも同じなのですが、女性管理職、役員が登用されていない理由という項目がありまして、現時点では必要な知識

や経験、判断力等を有する女性がないというのがいつも高く、前は49.4%だったのが、今回は56.9%と前回の調査よりもふえています。

登用できない、必要な知識や経験、判断力等を有する女性がないという認識自体が私はすごく課題だと思っているのですけれども、それこそがアンコンシャスバイアスというか、この役職には女性は無理なのではないかという認識が大きいことがここに取り上げられていますけれども、一番ここを何とかしないと、やはりいろいろな面で引き上げていかないといけないのではないかと私は思っております。その課題について、県にお伺いできればと思いますし、アンケート結果について、先ほどいいところと課題があって、家庭の負担がというお話もありましたけれども、それらを受けて、今後の取り組みの方針についてお伺いできればと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 今、吉田敬子委員から御指摘ありましたとおり、女性の管理職への登用というところで、なかなか継続できない女性というところの問題、キャリアアップが図れないというところの課題というのがあると認識しております。

県としましては、今年度も引き続きまして、女性職員を対象としたエンパワーメント研修ということで実施することにしておりまして、キャリアデザインできるセミナー、それからステップアップセミナーということで、中堅の女性社員が自分のキャリアデザイン、そしてステップアップを図ることができるようなセミナーを開催して、女性の活躍推進を図ることとしております。そういったところで女性のさらなる活躍、そして企業の中で中心となって活躍できる人材の育成というところにつなげていきたいと考えております。

それから、続きまして、アンケート結果を受けての今後の取り組みについてでございます。先ほど答弁しました女性活躍推進に関するアンケートの分析結果のほかにも、令和7年度県民意識調査の結果におきましても、共働き世帯の男性の育児時間割合が女性に対して約4割と低い状況になっております。これらを踏まえますと、やはり家事、育児等の無償労働時間の女性への偏りの解消に向けた取り組みが必要と考えているところでございます。このことから、昨年度に引き続き家庭内の家事、育児の負担を見える化する家事・育児シェアシートの利用促進を図っていきたいと考えております。また、それによりまして、夫婦や家族が協力して家事、育児を行う意識の醸成に取り組んでいくこととしております。

○吉田敬子委員 先ほどのエンパワーメントをすることとステップアップセミナーをやるということなのですが、これは結局女性社員に向けたものだと思います。私が課題だと言っているのは、人事だったりトップの方の役職に女性を登用しないということがこの結果に現れているので、女性側ももちろん確かに管理職に就きたくないという数も多いのはそのとおりなので、エンパワーメントするのは大事だと思うのですが、やはりアンコンシャスバイアスで、この役職に女性は無理なのではないかという方が多いこともあると、このアンケート結果から見ているので、そこに対してはどのようにやっていくのかということをお伺いしたかったのですけれども。

今年度ジェンダーギャップの解消を最優先に最重要課題として取り組むと知事もおっしゃっていて、何か新しいセミナーとかを行うということは聞いているのですが、特にそれについて新しい何かがないような感じの御答弁だったのですけれども、そこを改めてお伺いできればと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 まさにキーパーソンという方々を養成するための講座というのも新たに行います。そちらにつきましては、企業、団体の人事、労務担当者を対象としまして、やはり社内で女性活躍、働き方の見直し、そういうことを具体的に進めていくためのノウハウ、スキルを学んでいただきまして、女性活躍を組織全体、社内全体で推進していくためのキーパーソンを養成するという、加えまして従来から行っています経営者層を対象にした研修、そこも重点的に取り組んでまいります。

○吉田敬子委員 なかなかこれを行ったら必ずなるというのも難しいのはそのとおりだと思うのですが、やはり継続して行っているアンケートで、必要な知識や経験、判断力等を有する女性がないというところの割合が上がってしまうのがすごく残念だなと思っています。

多分人事担当者などに回答していただいていると思うのですが、そういったところでこのような結果が出てきているので、そういった意味ではそこに対してアンコンシャスバイアスを含めた研修を行っていただくことは、ぜひ何とか頑張っていっていただきたいと思っております。

その中で、家事、育児負担の軽減を行っていくということで、家事・育児シェアシートについてですが、見える化はやっていただきなながらも、もう見えているわけですよね。家事、育児負担が実際に女性に偏っていて、どうやったらその負担を減らせるかという具体策をぜひ検討してほしいということをやっております。他県では家事、育児のためのそういった取り組み——例えばサポーター、ベビーシッターだったり、家事代行に対する補助を行っている都道府県がふえてきていて、岩手県も見える化だけではなくて、そういうところに対する補助だったり、もしくはそこを補うベビーシッター——ベビーシッターという言い方だけではなくて、例えば福井県だとふく育サポーターみたいな形で、行っていることはベビーシッターなのではけれども——そういった形により県で育成して補助するというようなことも行っているのですが、ずっとこういった提言をしているのですが、なかなか実際に負担軽減になるような外部委託というか、外部への支援策みたいなものが出てこないのですが、そういった部分について、検討すると言っただけでいただくのですが、どういう検討状況なのか、改めてお伺いできればと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 今年度の検討状況についてでございます。家事、育児シェアの取り組みにつきまして、今まさに家事、育児支援サービスを行う企業との連携方法について検討を進めているところでございます。

具体的には、そういった家事代行サービスを提供する企業ですとか、外食産業等の企業

に割引等も含めた協賛をお願いしていくことですか、従来から行ってきましたけれども、時短家電といったものの紹介ですか、さまざま便利商品の提供、そういったものの協賛をいただきながら、そのようなものを紹介して、まず家事そのものの時間の短縮、最適化というところにもしっかり取り組んでいくというところを今検討しているところでございます。

補助ということになりますと、なかなかすぐにやりますということにはならないというところ、難しいところがございますが、まずはできるところで官民連携して、大きなキャンペーンですとかさまざまな商品を紹介しながら成果を上げられるように取り組みを進めているところであります。

○吉田敬子委員 新たな予算が必要になる部分について、確かに検討は必要だと思うのですが、ずっとアンケートの調査結果だとか、同じような形で出てきていて、行っていることもずっと同じで、対象が変わったり拡充しているかと思うのですが、何か新たな形でやってみるということが必要ではないのかなということでもいつも取り上げさせていただいていましたので、ぜひ引き続きお願いしたいと思っております。

今回の一般質問でハクセル美穂子議員から盛岡商工会議所の谷村会頭の御発言に対するお話がありまして、それに対して知事もその発言が誤って発言されたものと承知していません、そのとおりだと思いますみたいな発言ばかりで、自分も一般質問で取り上げさせていただきたいと思っておりますけれども、谷村氏は環境生活部の委員会ではなくて、いわて未来づくり機構のトップというか、メンバーになっている方ですので、環境生活部の所管ではないかもしれませんが、やはりジェンダーギャップを解消すると今年度言っている中で、いろいろ宣言する中で、ハクセル美穂子議員もおっしゃっていましたが、谷村氏のあの発言を聞いて若い女性たちはどう思ったのか。若くない私でさえもすごく失礼な発言だなと思いましたし、本当に残念な発言だったと思います。

私でさえそうなのですから、やはり10代、20代がどう聞いたかと思うと、本当に残念ではないです。そういった発言を、今ジェンダーギャップ、特に政治の世界と経済界のジェンダーギャップを解消していかなければいけないときに、岩手県で政治の現場だけでなく経済界にいらっしゃる方からもそういうお話が出るというのは、本当に一女性としてすごく残念で、正直恥ずかしさもありました。

これは、自分の意見だけをお伝えしたいと思っておりますけれども、そういったジェンダーギャップ解消を一生懸命やられている環境生活部にとっても、やはりそこは不適切発言だと私は思いますので、何が言いたいかという、自分の思いだけお伝えしたかった。今回ハクセル美穂子議員もあのようにお話ししましたが、私も本当に残念な気持ちでおりますので、どうして若年女性が声を上げずに都会に出ていったまま岩手県に戻らないかとか、本当にそういう気持ちをもっと一生懸命私たち一人一人が考えなければいけないと思っておりますし、私自身も本当に今回すごく残念です。それだけは環境生活部にもお伝えして、引き続きしっかりジェンダーギャップ解消に向けて取り組んでいきたいと思いま

すし、自分ももっと頑張らなければいけないなと思っておりますので、そこについて答弁を求めたいところですが、所感だけ保健福祉部長からお伺いできたらと思います。

○中里環境生活部長 先日男女共同参画のオンラインセミナーを開催させていただきました。その中でトークショーという形で女性お二人のトークを行いました。そこでもやはり岩手県は、若い女性が声を上げられない場所なのではないかという御意見をお聞きしました。その方たちも周りからそういう声を聞いているということで、これはかなり問題だなと思って、そのトークショーを聞いたところです。

今、吉田敬子委員からもそういうお話がありまして、そういうところを問題視、課題として今後取り組みを進めていかなければ、これまでと同じように若い女性はどんどん出ていってしまうということがあるのだという認識を強く持ちましたので、取り組みを強力に進めてまいりたいと思います。

○吉田敬子委員 本当に声が上がっているのは何分の1だけで、若い女性は全然声を上げられていないと思ったほうがいいと思います。そういったことが全然見えていないので、今回は本当に残念なことだと思っておりますけれども、ぜひ改めて一生懸命頑張っていたきたいと思っております。

最後、デジタル女子についてお伺いしたいと思っております。これまでも取り上げていたのですが、昨年度初めて始まったデジタル女子の取り組みですが、修了できなかった方々がいらっしやって、今年度は新たに拡充して取り組みをするということでしたけれども、昨年度修了できなかった方々が今どうなっているのか、今年度の状況についてお伺いしたいと思います。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 いわて女性デジタル人材育成プロジェクトの昨年度の取り組み状況についてでございます。

修了できなかったという吉田敬子委員の御指摘というのは、最終的に受講したコースを合格できなかった方ということでありますが、その方々については一応フォローアップしておりますが、今年度もまたプロジェクトをやりますので、そこに再度応募いただくように個別に周知などのコンタクトを継続して行っていくことにしております。

それ以外の修了生につきましてですが、受講生30名中14名が一定の基準を満たすと判断されまして、昨年度末から継続して修了マッチングを進めてきているところであります。その成果としまして、6月末までに2名のマッチングが成立しております。また、14名中6名が昨年度の受託事業者が紹介する業務案件に応募しておりまして、現在選考手続の過程でございます。

それ以外に、個々の事情——出産ですとか、転居ですとか、そういった事情によりまして、今すぐ働けない方々も実はいらっしやいまして、そういう方々に対しましても引き続き業務案件を紹介し、希望する就業スタイルですとか就業時間に沿ったマッチングを行っていくことにしております。

○吉田敬子委員 済みません、もう一回確認なのですけれども、昨年度の方は今年度の

プロジェクトにもう一回申し込んでもらいながらという御発言だったと思うのですけれども、結局一旦終わった形になっていて、もう一回新たに受講しなければいけないような仕組みということでよろしかったでしょうか。

○木村特命参事兼青少年・男女共同参画課長 仕組みとしましては、昨年度は昨年度、今年度は今年度でございます。ただし、昨年度のプロジェクト、受講したコースの中で、なかなかスキルが習得できなかったという方につきましては、改めて今年度のプロジェクトに応募できますよということで御案内することで進めております。

○吉田敬子委員 わかりました。以上です。

○佐々木努委員 委員長、関連質問いいですか。

○佐々木宣和委員長 はい。

○佐々木努委員 今の吉田敬子委員からお話があった谷村会頭の発言について、私からも関連して質問させていただきたいと思います。

先ほどは若い女性とか御自分の世代の方々も不快だというような話でしたが、私も非常に不快でありました。同じ男性ですけれども、非常に不快で、これは大変な発言をしたなというように思いました。

あれは、ネットで結構広がりました。SNS等々で広がって、大体SNSを見る人というのは若い人が多いです。高齢の方はあまり利用していない方もいるので、見ませんので、若い人、若い女性も見ているという中で、ああいう岩手県の企業のいわばトップの方がああいう発言をしてしまったということは、これはもう取り返しのつかないことをやってしまったと。この問題については、会派でも取り上げなければならないということで、今回ハクセル美穂子議員が取り上げたわけですけれども、私も知事の答弁を聞いて失望しました。

あの答弁書ですけれども、環境生活部が書いたのか、知事自身が書いたのか、それはわかりませんが、誤って発言したものだという認識とか、ああいうことをジェンダーギャップの解消をこれからの岩手県の一番の課題だということで今年取り組もうとしている知事がああいう発言を公の場でしてしまうということに対しても非常に憤りを感じています。

そこで伺いますけれども、中里環境生活部長は女性ですし、それから若者女性協働推進室長も女性です。お二人は、この発言についてどのように思われたか、率直にお聞かせいただきたいというように思います。知事の答弁は別として、一人の女性としてでも構いませんし、ジェンダーギャップを解消しようとしている部署のトップとしてどのように思われたか、お聞かせください。

○佐々木宣和委員長 答弁は環境生活部長にですか。

○佐々木努委員 お二人に。

○阿部若者女性協働推進室長 佐々木努委員からお話がありました件については、新聞等を拝見しまして、少し言い過ぎた点があるということで釈明していらっしやっただので、

まずそのとおりかなというようには思いますけれども、一方で確かに若い女性がそれを聞いて失望しているかもしれないという懸念もございます。今度7月11日に未来づくり機構のラウンドテーブルの1回目の講義がありまして、その中でアンコンシャスバイアスの講師を呼んでメンバーと討論する会を予定しております。その中でぜひ誤解を払拭するような中身になればというように考えております。

○中里環境生活部長 私は新聞報道で見たときに、やはり今若者女性協働推進室長も話しましたとおり、誤解を招く表現だったという釈明と同時に見たものですから、ああ、そういうことだったのだなというようには思ったのですが、佐々木努委員からお話がありましたとおり、SNSで御発言だけが広まってしまったという事実もございます。それは特に若い女性には——若い女性だけではなくて、私のような者も含めてだと思いますが、不快な思いをさせてしまったのだらうというところは想像いたしまして、今後はそのような発言はないようにしていただきたいというように思いました。

○佐々木努委員 多分同じ世代の女性の方々は、そういうセクハラまがいのことをずっと続けられて今に至っているの、ある意味慣れがあるのかもしれませんが、結局そういうものが、今時代が変わって、そういう人たちも少しずつ、ああ、今まで私たちがやられてきたことは、本当は違う、駄目なことだったのだなということを理解し始めて、それで声を上げるようになって、今の若い方々はそういう姿も見ると、SNSから何からいろいろ情報を得る中で、ジェンダーギャップの解消というのは、これは本当に大きな問題なのだという認識で育っているというか、成長している。そういう中での発言というのは、本当に気をつけなければならないし、今回、谷村氏とあまり名前を出すのはあれなのですけれども、この方の肩書と、それから県のさまざまな役割——例えば元公安委員長でもある立場で、このラウンドテーブルも共同代表という立場で、ああいう発言をして、本人は誤解だというようにおっしゃっているけれども、あれは誤解でも何でもないので、そのまま言っただけのことは流れて話してしまった。あれは、私は誤解だというようには受け止めていないけれども、多くの方がそのような私と同じ見方をしている中で、ラウンドテーブルにまだ残って、一体何をしようとするのか、その場で何を言えるのか。説得力なんか全くない。それを県はよしとしていいのかと、そのままそういう人選でいいのかということ、これをハクセル美穂子議員は訴えたのですが、知事はそういう認識でいますというような回答、そういう誤解であったというような認識でいるという、そういう答弁で、本当にかっかりしているわけでございます。

そこで、やはり担当部としては、これからは気をつけてくださいという程度ではなく、そういう人選も含めて担当の政策企画部にしっかりと話していかなければならないのではないかと。そこで担当部として何も声を上げないで、そのまま流してしまうというようなことでは、本当に世の中が変わるかと言うと、私は決してそうはならないと思いますので、毅然とした態度で臨んでほしい。

それで、いわて未来づくり機構のラウンドテーブルのメンバーに若い女性も入れてとい

うような話ですけれども、それはそれで大事なことではあるけれども、根本的に共同代表のあり方も含め、本当にこれでいいのかというようなことはしっかりと政策企画部に物申していただきたいと私は思いますし、今回のこの事案を受けて、いかに今の企業の体質——あの方だけではないというように私は思うので——体質が旧態依然のままであるのかということが理解されたと思いますので、これはなお一層担当部から企業に対して、あるいは県民に対して強力に訴えていくというようなことをしてもらわないと、幾ら今年ジェンダーギャップを解消して若い女性に残ってもらいますなんてかけ声だけかけても、全く中身は伴わないで、結局女性がこんなところにはいられないと、どんどんいなくなるというようなことになると思います。ぜひ環境生活部長には、せっかく女性の部長がここにいるのですから、岩手県の女性の代表として訴えてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○中里環境生活部長 岩手県の女性の代表と言うには、少し力が及びませんが、これまでの経験を踏まえて、女性としての意見というものは、やはり男性とは違うものを持っているというように、そこは自負しておりますので、それを今後の政策に生かして、言うべきことは言うという形で臨んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。次回8月5日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査項目については、若者支援の取り組みについてといたしたいと思っております。

また、次々回9月2日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査項目については、県民生活センターの取り組みについてといたしたいと思っておりますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月28日から29日まで、1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

